

特記仕様書

- 1) 工事名称 名護第一学校給食センター電気設備工事
- 2) 工事場所 名護市字 辺野古 地内
- 3) 建築規模 鉄骨造・2階建て
- 4) 建築面積 1,889.94m² (本体 1,807.66m²、受水槽室 82.28m²)
- 5) 延床面積 2,169.62m² (本体 2,088.62m²、受水槽室 81.00m²)
- 6) 本工事 電気設備工事一式
- 7) 工期 契約締結日(議会議決)の翌日 から 令和6年12月13日
※本案件は債務負担行為に係る契約となることから、工事契約約款第40条(債務負担行為に係る契約の特則)及び第41条(債務負担行為に係る契約の前払の特則)また、第42条(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)が適用されます。
注)本特記仕様書 30) 債務負担行為に係る契約の特則を参照
- 8) 工事区分 イ) 電気設備工事一切の工事、その他特記仕様書・設計図書に示す一切。
ロ) 工事監督事務所、仮設電気工事、仮設給排水工事、建物周辺の整備。
※仮設物等は、施工協力会で総合計画し設置する。(建築にて総括)
- 9) 質問・回答 設計図書の内容に疑義のある場合の質問・回答は文章(別添資料)で行う。
提出先 名護市教育委員会 教育施設課 建設係 担当 仲村
TEL (0980) 53-5441
FAX (0980) 53-5447
受付方法 別紙建設工事等内容質問書による
質問締切 令和5年11月30日(木)正午まで
回答 答 令和5年12月 1日(金)午後5時
回答方法 メール又はFAXにより、指名通知業者全社に回答(送信)
- 10) 工程会議 毎週に1回以上とする。(各業者共に週間工程表を作成し工程会議に望むこと。)
- 11) 別途工事及び他工事との連帶
請負者は平行して行われる各工事者と常に密接な連絡をとり合い協力して、各工事の完全な施工の進捗に努めると。
- 12) 現場要員 現場には次の要員を常駐させること。
a.現場代理人:工事契約款による。(1名)
b.監理技術者:建設業法による他、1級電気工事施工管理技士の資格(管理技術者資格者証の交付を受けたもので、かつ、5年以内に国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものでなければならない。)を有する5年以上の実務経験者及び本工事規模同等以上の経験者とする。(共同企業体代表者より1名)

- c. 主任技術者：建設業法による他、高等学校（旧制実業高校も含む）卒5年以上の実務経験、大学卒若しくは、高等専門学校（旧制専門学校も含む）卒3年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者。国土交通大臣が上記と同等以上と認めた者とする。（共同企業体構成員より各1名）
 - d. 専門技術者：設計図書を熟読でき施工図の作成と工事の管理指導ができる事。
 - e. 現場安全管理者：諸法規による事。
- 13) 安全対策(工事現場内及び周辺地域とも)
- 工事用動線及び仮囲い等については、基本的には設計図面に示すとおりであるが、施工前には監督員及び関係機関と十分協議を行う。また、現場内及び周辺地域の安全・衛生管理に十分注意する。
諸法規による他、現状に即した安全対策を充分に施すこと。また、工事関係者及び第三者から指示がある場合は直ちに善処する事。
工事用車両の出入口には、誘導員を適宜配置すること。
- 14) 公害防止
1. 公害の発生防止に万全な対策を行うこと。
 2. 赤土等流出防止対策を行うこと。
 3. 降雨時、裸地面がある場合は直ちにブルーシート等で被膜対策を行うこと。
 4. 大型車両等の搬入搬出の際は、粉塵などが飛散しないよう散水養生を行うこと。
- 15) 関係諸法
- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)又は、特定化学物質等障害予防規則を遵守すること。
本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。また、場外での仮置きは原則として禁止する。
解体工事を伴う場合は労働安全衛生法第5条の届出を行う事。
- 16) 公道及び地域施設の汚損防止
- 公道及び地域施設の汚損防止対策に万全を期し、不測の事態が発生した場合は直ちに善処すること。
- 17) 各種表示版
- 現場内外の随所に次のような表示板を設ける事。
◆安全表示板 ◆交通表示板 ◆その他指示のあるもの。
- 18) 工事用看板
- 合板製、白地、ゴシック体文字、関係工事者等も表示すること。
- 19) 官公署への手続き
- 本工事に必要な各官公署への各手続きは、事前調整を行い遅滞なく行う事。
- 20) 材料試験
- 各種材料試験成績書は、速やかに工事監督者に提出すること。
- 21) 檢査
- 検査を受ける場合は、事前に検査の内容を(区分、日時)を明確に申し出るものとし、検査は自主施工管理者(現場代理人、主任技術者)立会いの元にのみ行うものとする。検査が合格した場合においても「瑕疵」責任は、依然として請負業者にある。※事前に自主施工管理者の検査は、終えて置くこと。
- 22) 工事監督事務所
- 原則として共同で設置。※工事敷地内設置不可とする。
平面及び仕上げ仕様、設備については監督員との協議による。
※工事監督事務所における経費は、全て請負業者の負担とする。

- 23) 工事写真 a 工事目的物が見えない又は見えにくい部分(地中埋設物及び配筋等)については、工事写真をその1つとして出来高を確認し、検査時の判断資料とするので、品質管理を徹底し、わかりやすくアピールした写真管理とすること。
b 各工程写真は、カラーとし、工事着手前の現況写真及び完成写真もカラーとする。
c 工事進捗状況写真は、工事日報に添えて毎月監督員に提出すること。
- 24) 適用 この特記仕様書に掲げる全ての事項は本工事とし、それらにかかる工事費、維持管理費検査費及び諸経費は全て請負金額内の範囲として適用する。本工事は一般に本要項及び特記仕様書、各図面によるものであるが、明記されなくとも工事施工上当然必要なもの及び諸法規に規定するものは請負金額内で施工するものとする。
- 25) 承諾 1. 事後処理については、一切認めない。
承諾願いは、予め承諾の内容を明確にするものとし、仕様書または図面に準じている等、明確に申し出て提出するものとし、故意に不正をしたことが明らかになった場合は、承諾後といえども無効とする。
2. 承諾事項については、工事期間の中間迄にすべて承諾手続きを受けること。
承諾図書の関係図書はすべてA4左綴じとして提出すること。
- 26) 本工事の設計時期 本工事設計書は別添「工事積算に関する説明事項(参考)」に基づき設定。
- 27) 設計変更 設計内訳、数量に基づき設計書単価でおこなう。
- 28) 下請業者について 下請業者の地元企業優先活用について、請負者は下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有するもの)から選定するよう努めなければならない。ただし、これにより難いときは、市内業者に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するよう努めなければならない。
- 29) 週休2日試行工事について 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日試行工事(発注者指定方式)及び、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日試行工事(受注者希望方式)のどちらにも該当する工事ではありません。
- 30) 債務負担行為に係る契約の特則
(債務負担行為等に係る契約の特則)
第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払い限度額(以下「支払限度額」という。)は次のとおりとする。
令和5年度 請負代金の約40%
令和6年度 残額
2. 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。
令和5年度 請負代金の約40%
令和6年度 残額
3. 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

特記事項

名護第一学校給食センター電気設備工事

1. 赤土等流出防止について
請負者は、当該事業現場から赤土等が流出しないよう必要な防止処置を行わなければならない。
事業行為通知書の変更届は請負者にて提出すること。
2. 埋め戻しについて
工事で発生した残土については、監督員と打ち合わせを行い、構外に搬出し適切な処置を行うものとする。
また、建物廻りの整地については、赤土(碎石×)で埋戻し、十分に転圧を行い、現況復旧に努めること。(※詳細については監督員の指示による。)
3. 建設リサイクル法について
リサイクル法による届出を行う場合は着手する7日前までに申請する。
4. 県産品の使用について
本工事に使用する資材等は、県内で生産又は製造される資材等で規格品質、価格など適正である場合は、これを優先して使用するものとする。
5. 下請業者の地元企業優先活用について
下請業者は、下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有するもの)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難いときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。
6. 車両乗り入れ口について
大型車両の乗り入れにより歩道等が破損した場合は、請負者の責任で補修を行うものとする。
(安全対策はしっかりと行うこと。)
また、工事車両等の出入りについては、安全に注意し必要に応じて要員を配置する事。
7. 総合仮設計画について
本工事は国道329号からの乗り入れとなっているので、第三者の安全を確保するための安全対策をしっかりと行うこと。
また車両の乗り入れに際しては、歩行者及び一般車両の交通の妨げとならないよう十分な安全対策が必要であることから、工事車両通行時は必要に応じて交通誘導員を配置すること。
仮設計画については監督員や関係者と十分調整を行い決定すること。
8. 完成図等について
請負者は、工事しゅん工に伴い下記のものを監督員承諾のもと納品しなければならない。
 - (1) 完成図面(観音開き製本A1版)…2部
 - (2) 完成図面(観音開き製本A3版)…2部
 - (3) 完成図及び工事写真データ一式(完成図CADデータ、工事写真データ)…CD-R若しくはDVD-R 1部
 - (4) 完成写真(アルバム製本)…1部
 - (5) 工事書類は書類保存箱による提出とする。
 - (6) その他監督員が指示するもの。